

混在における葛藤とめぐみ(二〇〇七—八)」によって、計六年がかりで調査を行ってきた。

日本側の研究者にあった問題意識は次のようなものであった。なぜ、反日教育・感情が根強い韓国社会において日系新宗教、特に日蓮主義の創価学会が韓国第四の宗教勢力となるほど信者を獲得できたのか。なぜ、韓流ブーム以前、韓国への差別意識が強い日本において韓国のキリスト教系新宗教や福音派教会が日本の主流派教会を凌ぐほどの教勢拡大に成功したのか。

従来、このような宗教動態は必ずしも正確に理解されていなかった。したがって上記の問いに対して、宗教文化の土着化論や海外布教の戦略論、及び、ホスト国の政教関係や宗教市場、布教の機会構造から宗教文化交流のメカニズムを探るような研究は、韓国、日本、その他の国の研究者によってもなされてこなかった。本発表はそのような研究の隙間を埋め、さらに宗教文化のトランスナショナリティに関する宗教理論の産出に寄与したい。

この度は時間の関係で調査の概要を素描するに留まるが(研究成果は二〇一一年に書籍として刊行済み)、韓国側から韓国における日本の新宗教による布教の動態とメディア報道の特徴、日本側からは韓国系キリスト教会の宣教と在日コリアンにおける先祖祭祀の現状を報告する。なお、司会の櫻井は調査全体の宗教研究における意義を総括的にまとめ、コメンテータの田島は現代宗教社会学の観点から本研究の意義や課題についても言及した。

三 書籍の刊行

櫻井義秀・李元範編著『越境する日韓宗教文化——韓国の日系新宗教 日本の韓流キリスト教』北海道大学出版会、二〇一一年、A五判・上製・五〇〇頁・定価七三三〇円(税込)。

韓国語版 이원범, 사쿠라이 요시히데 지음, 二〇一一, 「한일 종교문화 교류의 최전선」——일본의 한류와 한국의 일류」인문사(李元範・櫻井義秀編、二〇一一、『韓日宗教文化交流の最前線——日本の韓流と韓国の日流』人文社)、A五判・全五六二頁。

アジアの宗教と教育

代表者・コメンテータ・司会 西尾秀生

戒律規定と沙弥教育

龍口 明生

はじめに 周知のごとく戒律規定を叙述する諸種の律蔵の主たる目的は比丘(および比丘尼)の僧伽の一員としての生活規則ならびに僧伽の運営の規定を詳述することであって、沙弥に関連する規定については多くは語られていない。従って沙弥の教育を考察するには間接的に推測せざるを得ない場合もある。

一、僧伽の構成と沙弥 仏教教団は四衆あるいは七衆で構成されている。四衆とは比丘・比丘尼・優婆塞・優婆夷であ

り、七衆とはこの四衆に沙弥・式叉摩那・沙弥尼を加えたものである。ところで沙弥については『摩訶僧祇律』では年齢の点から三種に分類している。七歳〜十三歳までの者を「驅烏沙弥」、十四歳〜十九歳までの者を「應法沙弥」、二十歳以上七十歳に至るまでの者を「名字沙弥」と名付けている。沙弥を年齢に拠って三種に分類していることは、教育という観点からも意義のあることである。二十歳以降の男性ならば希望すれば具足戒を受け比丘になることが出来る。しかし二十歳以下であるならば比丘になることを希望しても律に従った生活を送ることは困難であると考えられ許可されない。二十歳以下の者は見習いの出家者、すなわち沙弥とされている。沙弥も十戒をたもつことをはじめ、衣食住にわたり制限がある故、余りに年少過ぎても出家生活に耐えることが出来ないし、僧伽も扶養し教育することは不可能である。十四歳〜十九歳までを「應法沙弥」と呼んでいるのも理由のあることである。また「名字沙弥」として二十歳以上七十歳までとしている点であるが、七十歳以上は「太老」と名付け、日常生活を送るのに不自由であるならば出家させてはならない。なおまた七歳以下の嬰兒、幼児は「太少」と名付け善悪の判断が出来ないので出家させることは禁止されている。「驅烏沙弥」について言えば、出家者として受け容れるには年齢的にも未熟である。しかしこの規定の因縁譚に注目するならば、悟りを目指し修行に励む僧伽とは別の一面が見えてくる。阿難が懇意にしていた檀越家が病気で亡くなり、小兒一人残された。阿難はその孤兒に対し特別配慮することは無かった。この阿難の態度は世間の人々から非難を受ける。阿

難は孤兒を祇洹精舎に連れて帰り、この事情を釈尊に語り、小兒を出家させることが可能か否かを質問する。釈尊は阿難が孤兒に対する慈愍心の故に連れ帰ったのであるから、彼を出家させることを許す。ここには僧伽が幼兒の扶養・教育の一端を担っていることと見なすことが出来るよう。

二、沙弥に関する規定　沙弥となるには受戒しなければならぬ。すなわち不殺生・不盜・不姪・不妄語・不飲酒・不著華香・不觀聽歌舞作樂・不坐臥高廣床上・不過時食・不得捉金銀及錢の十戒を受ける。ただし只この十戒のみを理解し、違犯しなければよいというものではない。たとえば仏の教えに反することを語り、和上阿闍梨が誠めるも聞き容れず、仏の教えであると主張し続けるならば追放されるのである。換言すれば自分が師と仰ぐ指導者たる和上阿闍梨の教えに従い出家生活を送らねばならないのである。

三、沙弥の師の資格　沙弥の出家生活を正しく指導するのが和上阿闍梨のつとめである。責任の在る和尚の資格が問われるのは当然である。その資格が「十法成就」である。出家して法臘十年以上であり、且つ持戒者であり、論や律について多聞であり、戒定慧を学んでいる、等々の条件を具えた者でなくてはならないと制定されているのである。

むすび　沙弥を教育するということは、当の沙弥自身の資質が問われねばならないが、それ以上に彼を指導する和上の能力が厳しく規定されていることに留意すべきであろう。更に彼等と接する周辺の在家仏教徒、非仏教徒からの彼等の行為に対する評価も沙弥の教育に大きな影響を与えるものである。